

第20回 釧路市農業委員会総会議事録

1. 日 時 平成28年11月28日 13:30~14:30
2. 場 所 釧路市役所本庁舎 2階第3委員会室
3. 出席委員 2番 河崎 忠委員 4番 福西 範委員 5番 田井 克廣委員
6番 三木 均委員 7番 浅野 徳昭委員 8番 熊坂 隆雄委員
9番 野村 照明委員 10番 佐藤 裕司委員 11番 松下 裕幸委員
13番 細川 裕委員 14番 菊池 隆委員 15番 村上 正人委員
16番 松永 征明委員 18番 菊池 利治委員 20番 稲場 洋二委員
(以上 15名)
4. 欠席委員 1番 吉田 重喜委員 3番 田井 博行委員 12番 佐藤 泰正委員
19番 大坂 博文委員 21番 成田 俊英委員
(以上 5名)
5. 参 与 者 農業委員会事務局
事務局長 大西 俊二 事務局長補佐 阿部 浩治 主査 秋元 公宏
主査 佐藤 賢二 農地業務担当員 道尾 真弓 農地業務担当員 小泉真由美
(以上 6名)
6. 議事日程 会議録署名委員の指名 8番 熊坂 隆雄委員
10番 佐藤 裕司委員
- 会期決定について 平成28年11月28日(1日)
- 会務概要報告
- 報告第57号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
報告第58号 現況証明願について(市街化区域)
議案第82号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第83号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の決定について
議案第84号 農用地利用配分計画(案)への同意について
議案第85号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について
(追加議案)
報告第59号 農地法第18条第6項の規定による通知について
議案第83号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積
計画の決定について

議長
野村会長

それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。
お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。
ただいまより第20回鉏路市農業委員会総会を開催致します。
本日の出席者は15名です。
議事録署名人に8番、熊坂隆雄委員、10番、佐藤裕司委員を指名しますので、よろしく願い致します。
なお、会期は本日11月28日の1日と致します。
それでは、事務局より会務概要報告をお願いします。

事務局
阿部補佐

会務概要報告を行います。
議案書2ページ目をご覧ください。

(別紙会務概要報告を読み上げ報告とした)

議長
野村会長

ただいま事務局から会務概要報告がありましたが、報告のあった分について、何か聞きたいことはありませんか。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは議案の審議に入りますが、その前に報告案件が2件ございます。
始めに、報告第57号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、議案書3ページ目の報告第57号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について報告致します。
平成21年12月15日の農地法改正により、相続などで農地の権利を取得した者は、農地法第3条の3第1項の規定に基づき、その旨を農業委員会に届け出なければなりません。
今回、阿寒地区で1件の届出がありました。
議案書4ページ目の表の1番ですが、被相続人、 が所有していた、
 、他32筆、合計 ㎡の農用地を、相続人、 が、平成 年 月 日、相続により所有権を取得したことにより、平成28年10月19日、同氏よりその旨の届出があり、平成28年11月15日、会長専決により受理書を発行致しました。
以上1件報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第57号「農地法第3条の3第1項の規定による届出」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、それでは次に、報告第58号「現況証明願」について報告して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、議案書の5ページでございます、報告第58号「現況証明願」について報告します。

登記簿上の地目が農地となっている土地について、所有権移転等の登記をしようとする場合には、農地法の許可があったことを証する許可証等を添付しなければ登記できないことになっております。

しかし、都市計画法による市街化区域内の農地の転用は、あらかじめ農業委員会に所定の事項を届ければ、足りることとなっております。

今回、釧路地区における市街化区域内の現況証明願が2件ございました。

議案書6ページ目の表の1番は、資料が7ページから9ページでございます。

市街化区域内の■■■■■■■■■■、他1筆、公簿地目が畑になっております合計■■■■m²の土地について、所有者の■■■■■■■■■■のうち、■■■■■■■■■■より現況証明願があり、11月1日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は駐車場でしたので、11月7日、会長専決により証明書の発行を行いました。

議案書6ページ目の表の2番は、資料が7ページと、10ページ、11ページでございます。

市街化区域内の■■■■■■■■■■、の1筆、公簿地目が畑になっております■■■■m²の土地について、所有者の■■■■■■■■■■の代理人であります■■■■■■■■■■より現況証明願があり、11月16日、事務局職員2名で現地調査を行ったところ、現況は農地採草放牧地以外であり、利用状況は建築済地でしたので、11月17日、会長専決により証明書の発行を行いました。

以上、2件の市街化区域内の「現況証明願」について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました報告第58号「現況証明願」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて議案の審議に入ります。

事務局
阿部補佐

議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請」について審議致します。
事務局より説明して下さい。

それでは、議案書12ページ目でございます、議案第82号「農地法第3条の規定による許可申請」について説明します。

農地法第3条の規定により、農地の売買で所有権移転をする場合や農地の貸借で権利を設定する場合、当事者は農業委員会の許可を受けることになっております。

今回、阿寒地区で2件の許可申請がありました。

議案書13ページの表の1番は、資料が議案書の14ページから17ページにございますが、 が所有する、 、他5筆、 m²の農用地について、使用貸借するものです。

議案書13ページの表の2番は、資料が議案書の14ページと18ページにございますが、 が所有する、 、の1筆、 m²のうちの m²の畑について、 に賃貸借するものです。

お手元に配布致しております、農地法第3条調査書、一般法人調書及び、「農地所有適格法人以外の法人が農地を賃貸借できることについて」をご覧ください。

 は、農地所有適格法人の要件を満たさない一般法人でございますが、その事業内容等については一般法人調書のとおり、「ぶどう栽培の試験研究」と「ぶどう加工品の商品化」を目的としております。

一般の法人の農地の賃貸借及び、別段の面積を下回る農地の権利の取得につきましては、農地法と農地法施行令より関係条文を抜粋しましたのでご覧ください。

1ページ目の農地法第3条第1項の許可は、第2項の各号に該当する場合は許可できませんが、その第2号に「農地所有適格法人以外が前号に掲げる権利を取得しようとする場合」とあり、一般の法人の権利の取得を禁止しております。

しかし、農地法第3条第3項では、「解除条件付き使用貸借または賃貸借であること」、「地域の他の農業者と適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること」、「その法人の業務執行役員等のうち1名以上の者が常時従事すること」を条件に、第3条第1項の許可を可能としております。

この場合において、2ページ目でございます農地法第3条第4項では、「その旨をあらかじめ市町村長に通知すること」が規定されておりますので、釧路市長に対し通知を行いました。

農地法第3条第6項では、借り受けた一般法人は、農業委員会に対し、毎年、利用状況の報告をしなければならない旨の条件付けが規定されております。

次に、別段の面積を下回った農地の権利取得についてでございます。

農地法第3条第1項の許可は、第2項の各号に該当する場合は許可できませんが、その第5号に「権利取得後における合計面積が別段の面積に達しない場合」という旨の記載がございます。

ここで、関係条文の3ページ目に農地法施行令の抜粋がございますが、第2条で「農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外」について規定しています。

4ページ目の下から3分の1ほどのところがございます、農地法施行令第2条第3項に「別段の面積に達しない場合の権利移動の不許可の例外」についての記載がございますが、第1号から第3号のいずれにも該当しませんので、第4号「前項各号のいずれかに掲げる事由」という部分となります。

ここで前項各号を見ていきます。

4 ページ目の上から 3 行目から始まりますが、農地法施行令第 2 条第 2 項第 1 号から第 4 号のいずれにも該当せず、ここでも第 5 号の「前項第 1 号イ～ニに掲げる事由」という部分となります。

3 ページ目の農地法施行令第 2 条第 1 項第 1 号のイに「その法人の業務の運営に欠くことのできない試験研究又は農事指導のために行われると認められること」とございまして、ここが先ほどの一般法人調書の内容に合致するので、農地法第 3 条第 1 項の許可が可能であると確認できます。

以上、2 件の「農地法第 3 条の規定による許可申請」について、ご審議のほど、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明のありました「農地法第 3 条の規定による許可申請」の 1 番、2 番について、調査委員長の稲場委員に報告を求めます。

委員
稲場委員

1 番の [] と [] の使用貸借および、2 番の [] と [] の貸借に係る農地法第 3 条の規定による許可申請について報告いたします。

平成 28 年 11 月 10 日、阿寒地区農業委員 6 名及び事務局 4 名により現地調査及び協議を行った結果、2 番の借主であります [] は、農地所有適格法人ではありませんが、ぶどう栽培の試験研究のための事業であり、1 番、2 番ともに、今後も当該農地を適正に利用、管理されるものと認められ、農地法の第 3 条の許可要件を満たしておりますことから、許可相当という結論となりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長
野村会長

それでは、1 番と 2 番について一括審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第 82 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」についての 1 番と 2 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第 82 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の 1 番と 2 番については原案のとおり決定いたします。

それでは次に、議案第 83 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用

地利用集積計画の決定」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
阿部補佐

それでは、議案書の19ページでございます、議案第83号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、阿寒地区で1件、音別地区で6件の計画がございます。

議案書20ページの表の1番ですが、資料は22ページから26ページでございます。

が所有する、他10筆、合計 m^2 の農用地について、農地所有適格法人であります、より早期買取りの申し出があり、円で、売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書20ページの表の2番ですが、資料は27ページ、28ページでございます。

が所有する、他1筆、合計 m^2 の農地について、との間で年間円、期間は1年6ヶ月で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書20ページの表の3番ですが、資料は27ページ、29ページでございます。

氏が所有する、他1筆、合計 m^2 の農地について、との間で年間円、期間は1年6ヶ月で賃貸借による利用権の設定でございます。

次に、議案書21ページの表の4番ですが、資料は30ページ、31ページでございます。

が所有する、他1筆、合計 m^2 の農用地について、に円で、売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書21ページの表の5番ですが、資料は30ページ、32ページでございます。

が所有する、の1筆、 m^2 の農用地について、に、無償譲渡するものでございます。

次に、議案書21ページの表の6番ですが、資料は30ページ、33ページでございます。

が所有する、他1筆、合計 m^2 の農地について、農地保有合理化事業によりに円で、売買による所有権移転を行うものでございます。

次に、議案書21ページの表の7番ですが、資料は30ページ、34ページから36ページでございます。

が所有する、他3筆、合計 m^2 の農地について、農地保有合理化事業によりに円で、売買による所有権移転を行うものでございます。

以上7件の農用地利用集積計画の決定についてご審議を頂きたく、ご提案致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました議案第83号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、1番につきましては、[]、[]が同社の出資者となっており、議事参与の制限にあたります。

また、5番につきましては、[]が同社の社員となっており、議事参与の制限にあたります。

そこで、審議は1番、5番を個別に審議した後、2番から4番と6番、7番を一括審議することと致します。

それでは、1番を審議しますので、[]、[]は退室して下さい。

([]、[]退室)

議長
野村会長

それでは、1番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第83号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第83号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の1番については原案のとおり決定いたします。

[]、[]は入室して下さい。

([]、[]入室)

議長
野村会長

1番は、原案のとおり決定致しました。
次に、5番を審議しますので、[]は退室して下さい。

([]退室)

議長
野村会長

それでは、5番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第83号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の5番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第83号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の5番については原案のとおり決定いたします。

■■■■■は入室して下さい。

(■■■■■入室)

議長
野村会長

5番は、原案のとおり決定致しました。

次に、2番、3番、4番、6番、7番を一括審議します。

質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第83号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番、3番、4番、6番、7番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第83号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の2番、3番、4番、6番、7番については原案のとおり決定いたします。

次に、議案第84号「農地利用配分計画(案)に対する意見聴取」について審議致します。

事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、議案書の37ページにございます、議案第84号「農地利用配分計画(案)

に対する意見聴取」について説明致します。

農地中管管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、市町村は、農用地利用配分計画の案を作成する際に、農業委員会の意見を聴くことになっております。

今回、ご提案する件につきましては、第19回総会の議案第80号にて、
に集積した阿寒地区の農用地の配分計画（案）になります。

議案書38ページ目の表の1番目ですが、資料は議案書の39ページ、40ページ
にあります。

が中間管理権を有する、
、の1筆、 m^2 の農地について、に、年間
円で、9年8ヶ月間の利用権の設定を行うものです。

以上、1件の農用地利用配分計画（案）について、ご審議願います。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました農用地の利用配分計画の審議に入りますが、1番につきましては、がの構成員となっており、議事参与の制限にあたります。

1番を審議しますので、は退室して下さい。

(退室)

議長
野村会長

それでは、1番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第84号「農地利用配分計画（案）に対する意見聴取」について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第84号「農地利用配分計画（案）に対する意見聴取」については原案のとおり決定いたします。

は入室して下さい。

(入室)

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第85号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の2番については原案のとおり決定いたします。
[]は入室して下さい。

([]入室)

議長
野村会長

2番は、原案のとおり可決、決定しました。
次に、1番、3番を一括審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、採決いたします。
議案第85号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番、3番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長
野村会長

総数と認め、議案第85号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告」の1番、3番については原案のとおり決定いたします。
続いて、追加議案の審議に入ります。
まず、報告第59号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、追加議案書の1ページでございます、報告第59号「農地法第18条第6項の規定による通知」について報告します。

農地法第18条第6項の規定は、農地の賃貸借において合意解約した場合は、賃貸人、借借人の当事者は、その旨、農業委員会に通知することになっております。

今回は、阿寒地区で2件の通知がありました。

追加議案書2ページの表の1番は、資料が3ページ、4ページでございます。

[]が所有する、[]、他1筆、合計 []㎡の農地について、借主であります []との間で、11月2日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

次に、追加議案書2ページの表の2番は、資料が3ページ、5ページでございます。

[]が所有する、[]、の1筆、[]㎡の農用地について、

借主であります[]との間で、11月2日に合意解約を行い、同日、通知がありました。

以上、2件の合意解約について報告致します。

議長
野村会長

ただいま事務局から説明がありました、報告第59号「農地法第18条第6項の規定による通知」について質問等を求めます。

委員
委員一同

なし

議長
野村会長

質問がないようですので、続いて議案の審議に入ります。

議案第83号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について事務局より説明して下さい。

事務局
大西事務局長

それでは、追加議案書の6ページでございます、議案第83号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について説明致します。

今回は、阿寒地区で1件、追加の計画がございます。

追加議案書7ページの表の8番ですが、資料は8ページから12ページでございます。

[]が所有する、[]、他11筆、合計[]㎡の農地について、あっせんにより、農地所有適格法人であります、[]に、[]円で、売買による所有権移転を行うものでございます。

以上1件の農用地利用集積計画の決定について、ご審議を頂きたく、よろしくお願い致します。

議長
野村会長

それでは、ただいま事務局から提案のありました、議案第83号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」について審議致しますが、8番につきましては、[]、[]が同社の出資者となっており、議事参与の制限にあたります。

それでは、8番を審議しますので、[]、[]は退室して下さい。

([]、 [] 退室)

議長
野村会長

それでは、8番を審議します。
質問、意見を求めます。

委員
委員一同
議長

なし

野村会長

質問がないようですので、採決いたします。

議案第83号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の8番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長

野村会長

総数と認め、議案第83号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定」の8番については原案のとおり決定いたします。

■■■■、■■■■は入室して下さい。

(■■■■、■■■■入室)

議長

野村会長

8番は、原案のとおり決定致しました。

これを持ちまして、本日の議事の全てが終了致しましたが、他に何かございませんか。

なければ本日の総会は閉会といたします。

以上会議の顛末を記載し、真正であることを認めます。

平成28年11月28日

議長 野村照明

署名委員 熊坂隆雄

署名委員 佐藤裕司